

『校則の見直し』の手順等について

<令和3年度>

1 趣旨

- (1) 学校や地域の実態に応じて、生徒・教職員・保護者で協議し校則の見直しを図る。
- (2) 10年、20年先の天草拓心高校生の在り方を熟考し、建設的な意見を提案する。

2 臨時校則検討委員会（見直し案作成メンバー）

- (1) 生徒代表（生徒会会長、生徒会副会長）…その他執行部等主要メンバーも必要ならば可
- (2) 教職員代表（生徒指導主事、生活指導（生徒補導）主査、交通安全（交通指導）主査、生徒会主査）
- (3) 保護者代表（育友会執行部）

3 見直しまでの流れ

- ・1月11日（火） 各校舎の生徒会で見直し案①作成開始...
- ・1月17日（月） 各校舎の生徒会で作成した素案を生徒会主査と協議し見直し案①を作成...
- ・1月19日（水） 両校舎生徒代表・教職員代表でWEB協議し見直し案②を作成...
- ・1月27日（木） 見直し案②をもとに両校舎合同生徒部会にて最終協議し、見直し案③を作成...
- ・2月上旬 見直し案③をもとに各校舎の生徒指導主事が各校舎の保護者代表（育友会執行部会等）へ提案・協議し見直し案④を作成...
- ・2月中旬 職員会議にて見直し④について協議し承認を得る。結果を生徒代表と確認...
（報告用紙の作成・起案、次年度の天草拓心ハンドブックへ反映）
- ・2月28日（月） HPへの公開、県教委へ報告...
- ・3月18日（金） 生徒部職員と代表生徒から見直しについての全校生徒への周知・報告...

令和4年3月24日（水）
熊本県立天草拓心高等学校
校則検討委員会（生徒指導部）

『校則の見直し』の手順等について（案）

<令和4年度以降>

1 趣旨

- （1）学校や地域の実態に応じて、生徒・教職員・保護者で協議し校則の見直しを図る。
- （2）10年、20年先の天草拓心高校生の在り方を熟考し、建設的な意見を提案する。
- （3）時代の流れに応じて随時校則の見直しを図る。（原則として次年度以降運用を開始する。）

2 校則検討委員会

- （1）生徒代表（生徒会会長、生徒会副会長）…その他執行部等主要メンバーも必要ならば可
- （2）教職員代表（生徒指導主事、生活指導（生徒補導）主査、交通安全（交通指導）主査、生徒会主査）
- （3）保護者代表（育友会執行部）

3 手順等

- 5月..... 第1回校則検討委員会
- 6月..... 生徒クラス討議（アンケート等含む）・生徒総会で検討
両校舎生徒代表での協議。見直し案①作成
- 7月..... 保護者へのアンケート（Forms等を活用した集計）
- 9月上旬..... 第2回校則検討委員会
生徒からの意見、保護者からの意見の集約
- 9月下旬..... 両校舎生徒代表・教職員代表で協議し見直し案②を作成
- 10月..... 見直し案②をもとに各校舎の生徒指導主事が各校舎の保護者代表（育友会執行部会等）
へ提案・協議し見直し案③を作成。
- 11月..... 職員会議にて見直し案③について協議し承認を得る。結果を生徒代表と確認。
- 12月..... HPへの公開。生徒部職員と代表生徒から見直しについての全校生徒への周知・報告。